

平成27年度 第3回 市民参加制度審査会 会議録

日時 平成27年10月15日 9時～11時

場所 市役所4階 議会会議室

出席者 山岸秀雄会長 秋谷勝三副会長 出石 稔委員 今井佑一委員
三吉良子委員 石田晴美委員

事務局 市民協働部 森本部長
市民協働課 須田課長 川嶋係長 平元主事

【須田課長】只今より、平成27年度第3回の市民参加制度審査会を開催させていただきます。本日は通常の定例会ではなく、住民投票条例改正の審査です。審査委員6名全てのご出席をいただいておりますので、市民参加条例施行規則第9条第5項の規定をもちまして、会議の成立を報告させていただきます。本日は住民投票条例の改正ということで、資料は前回の審査会の時にお配りしました資料1から5、それから10月20日付けでお送りした資料6、本日机上配布した市民参加条例逐条解説の案となっております。こちらについては以前ご提示いただいたもので、まだ決裁前ですが最終的な案をつくることができましたのでご報告させていただきます。また、逐条解説の中の18ページ、1か所だけ以前ご提示したものとの変更箇所があります。条例第1項のところ、「市の執行機関は、公募委員の選任にあたっては、男女比や地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況を考慮するものとします。また、構成員全体の5分の1以上の公募の市民・・・」とあるんですが、この構成員全体の後にカッコして「懇話会の場合はアドバイザーも含む」というのを加えさせていただいております。市の条例設置ではない懇話会等の場合、学識委員としてアドバイザーが入ることが多いんですが、それが5分の1の定数の中に入るのかという質問が庁内で相次ぎまして、こちらは第2回審査会の回答を踏まえ、懇話会の場合は構成員全体に、アドバイザーを含む旨を追加しました。

それでは、会長お願いします。

【山岸会長】おはようございます。これから審議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局の方から今日の説明をお願いします。

【須田課長】後から追加で資料6というのをお配りしたんですが、資料についてざっと資料1から確

認を含めてご説明いたします。

資料1については前回お配りしたのですが、「住民投票条例改正のポイント」ということで、他市の状況や、逗子においては現在20年以上としているところ、18年以上としている市町村、18あるんですが、それから16年以上としている市町村も大和市、小諸市があります。

資料2、資料3については今回、公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されましたので、そちらについての資料をつけさせていただきました。

資料4につきましては現在、施行している逗子市住民投票条例及び逗子市住民投票条例施行規則をつけさせていただいております。

資料5につきましては、条例改正スケジュールということで、今回答申をいただいた場合には、11月から12月にかけてパブリックコメント、そして来年3月の議会に提出というスケジュールになっております。

それから今回お配りしました資料6をご覧ください。逗子市において住民投票条例を制定したのが、平成18年の第1回市議会定例会に提出して、そこで議決を経て成立しておりますが、実は平成17年第4回定例会に1度市民参加条例と一緒に議案として提出したんですが、住民投票条例については内容に多少異議が残るということで、継続審議ということで流れております。改めて、平成18年第1回に提出して、そこでも議員提案で修正案が出されて修正案可決ということで決まっております。こうした経緯をまとめた資料になっております。平成17年の第4回の定例会で市が提出した原案としては、投票資格者としては「年齢16歳以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの及び満16年以上の永住外国人で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの」という規定になります。また請求発議についても「投票資格者は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票を請求することが出来る。また議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により請求することができる。市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。」という規定になっていました。成立要件につきましては「投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の3分の1に満たないときは、成立しない」という規定で提案したところ、総務常任委員会という条例を審査する常任委員会においてかなりの議論がなされて、1度は修正案が出されております。年齢要件についてはその時は修正なし。ただし、投票資格者については市民からの発議のみ。議会の請求、市長の発議は削除というものでした。成立要件についてはニュアンスが変わってまして「投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、結果を尊重する。」という規定で修正案が出されております。ただし、修正案が出されましたが、議会での答弁、質疑の内容がまとまって

いない。行政内部でもくい違いがあったりと、修正案についても賛否を問わずに継続審査となっております。

次に裏面を見ていただきたいんですが、それを受けまして翌平成18年第1回定例会に改めて同じ内容で条例について同じ議案で提出しております。原案は同じものですが最終的に修正案が出されまして、その修正案の内容としましては、投票資格者は「年齢満20年以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの。」請求発議については「市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票を発議するときは、あらかじめ住民投票の適否について市民参加制度審会に諮問し、3分の2以上の承認の議決を得た上で行うことができる。」ですので、市民、議会の発議については修正なし。市長が発議する場合はこちらの審査会に諮問して、3分の2以上の承認を得る。という要件の修正になりました。また、成立要件については、「投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。」3分の1の提案に対して2分の1という修正案が出されました。こちらの修正案が議会の全会一致の承認を得て、最終的に条例として成立したという経緯になっております。この20年以上というところにつきましては、公職選挙法の通常の資格者と同じで、こちらについてはもともと市民参加条例の検討委員会の中でも、16歳、18歳、20歳という3案だされていたので、行政として検討しなかったわけではありませぬので、それをもって決定したという経緯になっております。ちなみに市民参加条例、あるいは住民投票条例を検討した市民参加条例検討委員会、条例を作るときに委員会の中でも、こちらの議論はなされておまして、ただ検討委員会の報告書の中では何歳以上にすべきという報告にはなってませんで、20歳以上という意見もあれば18歳、16歳または18歳以上とすべきという意見もでていて、それぞれの考え方が示されています。また、当時16歳にしたというのは、神奈川県大和市が16歳にしていたんですね。中学校卒業程度であれば、ここは議会でも議論があったんですけど、公職選挙法にとらわれずに20歳未満にも投票権を与えるべきではないかという考え方をもちまして、当初市としては16歳以上という条例案を制定したという経緯になっております。

説明の方は以上です。

【山岸会長】質問、ご意見、お願いします。

【出石委員】前回の諮問について、書き方のことも含めて確認ですが、今回の我々に与えられた検討の趣旨は公職選挙法の改正に伴って、条例第3条の第1号2号の改正についてか、それとも住民投票条例全般の改正を含めた意見を述べられるんですか。

【須田課長】諮問書にありますように、第3条に規定する「投票資格者年齢の取扱い」の審議です。今回の諮問の市としての考えは今お配りする「条例改正案」に明記されています。当初「16歳」とい

う年齢で議案として提出しましたが、その後「20歳」という修正案を受けて、「20歳以上」で条例制定してあります。基本的に公職選挙法に準ずるという考え方で、今回、公職選挙法の改定に伴い、住民投票でも「20歳」から「18歳」に改定したいということで、ご意見をいただければと思います。

【今井委員】 前回「16歳」には驚きました。「20歳」に修正案で決定したのは当然だと思います。前の「16歳」の方の成立要件だと1/3というのは住民投票条例としては枠が甘くないでしょうか。最終的な成立要件は妥当だと思うんですが。

【須田課長】 平成17年第4回の議案は、通常1週間前に告示しますが、その時は1/4で出していました。告示をすると、市長が定例記者会見を開くんですが、そこでの記者からの質疑もあり1/3に変更になりました。「16歳」にすると有権者が増えて、成立要件が厳しくなります。若者が投票しないと1/3、1/4確保するのが困難です。「20歳」にした場合は有権者が狭まるので、少し厳しくした方がいいというのがあります。高校生がどこまで投票に来るかわからないので。

【今井委員】 この改正者というのは市長ですか。

【須田課長】 そうです。

【今井委員】 わかりました。

【出石委員】 「18歳」に変えるのは異論はないんですが、1点書き方で確認したい。仮に公職選挙法が有権者「16歳」にすると、また改正することになります。他市の例を見ても「20歳」と書いている例は少ない。

「有権者は市長及び市議会委員の投票資格を有すること」と多くの条例は書いています。それにしないのはなぜですか？ 私の推測は、当初提案が「有権者」ではなく「16歳」だったから、その修正案を議員が出すときに「20歳」に変えたからなのかと思ったんですが。今回の改正で「18歳」に変えるのが妥当なのか、「有権者」と書くのが妥当なのか。その場合1号と2号で書き方が変わります。2号の外国人は有権者ではありませんから、そこに差がでます。事務局でそこまで検討されてるかも含めて、今後議会でもそういう議論になると思います。趣旨が公職選挙法に合わせてるというのであれば、3条の1号は「市長及び市議会議員の投票資格を有する者」と書くべきだと、私は思います。一方、外国人と合わせて「18歳」以上で3か月以上逗子に住む者ということを確認にしたいのであれば、この案でいいと思います。

【須田課長】 今のところ「外国人と合わせて」ということにしていますが、趣旨としては公職選挙法に準じてという、検討委員の報告書にあるような表記の考え方に基づいています。最終的にどちらにすべきか、というところまで詰めてない案になっています。

【今井委員】 資料1の(1)にある「公職選挙法と合わせている市町村」の数、(3)の「18歳以上と

している市町村」の数と同じくらいだが、この市町村は外国人は含めていないんですか。外国人のことは規定してないですか。

【須田課長】しているところもあります。

【今井委員】そういうところは、どんな風に書いてるんでしょう。

【須田課長】例えば、三陽小野田市は「1号として、公職選挙法第21条の規定により、三陽小野田市の選挙人名簿に登録される資格を有する者、2号として、満20歳以上の永住外国人で」という書き分けをしています。

【今井委員】逗子がやるとしたら、そういう書き分けになる。

【須田課長】「18歳」という書き方より、「公職選挙法に合わせて」という規定にした方が、もしかしたらわかりやすいのかもしれませんが。

【今井委員】そうすればいちいち法はかえないで合わせていけばいい。

【須田課長】ただ、2号の外国人の方は変えていかなければなりません、考え方ははっきりします。

【石田委員】「公職選挙法に準じた」という形にした方がいいということですが、私個人としては公職選挙法が18に変わったから逗子市も18にしていいかどうか考えるべきだと思います。つまり、「公職選挙法に準ずる」だと、国が決めたから、うちもスライドするということになります。そうではなく、国の法律が変わった時にその妥当性について逗子市として考えて変えるということであれば、年齢を書くという選択肢もあるので、このままでもいいと思います。いずれにしても質問は来ると思うので、市として答弁は考えておくべきだと思います。

今回、成立要件については諮問にはないですが、「今の投票条例が出来て約10年経つので、今後、成立要件についても見直しを図っていく時期に来ていると思う」という意見は付しても良いと思います。せっかく諮問を受けたのですから。

【出石委員】私も地方自治や地方分権を推進している立場として、国が変えたからそのままスライドするのはやるべきではないと考えます。ただ、住民投票制度というのは国にはないんです。自治体の重要案件について住民投票するという仕組みは法律にはない。つまり、選挙で組長や議員を選んで、そこが代表民主制をとっている。それに対して、逗子市は同じ有権者が、代表者に任せるだけではなく、我々で審議をするというのを明確にするための住民投票制度を持っているという考えでとれば、むしろ有権者に別の資格を与えているという考え方で取れる。私は年齢を合わせる方が、むしろ妥当だと思います。確かに若い世代の意向を確認する、あるいは結果的には決定権がない、拘束力がない、だから年齢を入れてもいいという考えはずっと

あります。一方で、選んだ市長や議会が自分たちの意向を示して、有権者に投票してもらう、というのが条例に基づく住民投票の仕組みだと思うんです。ここで仮に公職選挙法を1号に引っ張ってきたとしても、それは市として自動的に法を受けて変えるということではなく、今言ったような趣旨をもって改正するんだということが言えれば、これでいいと思います。

【須田課長】答申にあたって二意見いただいて、このままずっとというわけではないと思うので、改正のきっかけができたときに、またぜひご意見いただければと思います。

逗子市の総合計画の中に自治基本条例が載っていて、8年で制定していくというなかで、やはり市民参加条例、住民投票条例というのもその要素としては加わってくるので、そこで見直しがされる可能性もあります。

【山岸会長】他にご意見は。

【今井委員】私はこの条文通りで結構です。

【山岸会長】皆さんはよろしいでしょうか。では、二意見で、決定とします。

【須田課長】1号、2号とも「18年以上」というかたちの方がわかりやすい。

【出石委員】結論としては「18歳」ですが・・・

【石田委員】どういうふうに逗子市が考えるか、ですよね。考えればそれぞれの答弁が出てくる。

【須田課長】どう考えたから、こういう規定にしたというのは、市で考えなければいけない。

修正案については、案を作った後に各委員にお送りします。

【石田委員】その時には意見を付して、お願いします。

【須田課長】はい。順調にいけば11月末から年内にかけて、パブリックコメントをしていきたいと思います。ありがとうございました。

次回については3月に定例会ということで、平成28年度に行う市民参加についての審査をお願いしたいと思います。こちらについても、例年件数が増えているので、数によっては2日間とっていただく可能性もあるので、また日程調整させていただきます。

また、今日お配りした「市民参加条例 逐条解説」ですが、すでにこちらの内容で各関係所管と調整しているんですが、最終的に市長の決裁後、この内容に沿って運用していきたいと思います。

また、パブリックコメントのガイドラインが少し遅れていて、ここで頂いた意見も追加している状況なので。例えばパブコメをやっても、意見者ゼロ、説明会も参加者ゼロというのがあるなかで、どういう周知をしているのかとご指摘もありまして、また、説明会の参加者に結果

を公表してないと、そういうのも付け加えた形で最終的なガイドラインをつくっていきたいと考えています。次回の時にお示しできればと思っています。

【石田委員】逗子市のホームページですが、トップページに「現在募集中のパブリックコメント」はないんですか。

【平元主事】現在募集中のものと、以前募集していたものの結果の一覧ページへのリンクはトップページにあります。

【石田委員】トップページに「現在募集中のパブリックコメント」があればクリックできますよね。そうでないと現在やっているかわからない。国もそうですが、パブリックコメントはみんなやっているけれど、よほど興味をもって見てないと見られない。探さないと出てこないのでは普通見ないですよ。今、検討中であれば、ぜひトップページに。

【今井委員】私も大賛成です。市民参加制度でやっているようなことを、市民と行政のコミュニケーションの手段として、極力使ってほしい。特にパブリックコメントは、市民からのいろんな意見に回答する場ですよ。だから、回答するだけじゃなくツーウェイのコミュニケーション手段で使えばすごく有効的ではないでしょうか。だからトップページに入っていれば、すごく市民の関心を呼ぶと思います。

【川嶋係長】パソコンだとトップページの左下の方にもひとつ、パブリックコメントがあります。一覧がでますが。

【石田委員】右上に欲しい感じがします。

【今井委員】広報にも募集中の記事でてるよね。

【須田課長】数が多いと表にしますが、1件2件だとひとつの記事になってしまうんです。で、埋もれちゃうんですね。今、「市政に参加しよう」という場所にあるので、あまり「市政に参加」でパブコメを連想する人は少ないと思うので、やっぱり左右の上がいいですね。

【出石委員】こうした場所は各部署取り合いですよ。

【須田課長】今はマイナンバーや。文化祭・アートフェスティバルなどが入っています・・・。

今出たご意見は、今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

【山岸会長】それでは、事務局からの作業を、お待ちしております。ありがとうございました。

— 了 —